

審 査 請 求 書 補 遺

平成21年6月22日

国土交通大臣

金 子 一 義 殿

審査請求人

比留間 哲 生

岩 倉 正 剛

永 田 親 義

早速ながら平成21年6月15日付けで請求人らが送付（簡易書留）した審査請求書の「審査請求の理由」に対する補遺を送付します。先般送付の審査請求書に関しては行政不服審査法に従って現在審査手続き中と思っておりますが、当補遺はきわめて重要な案件についてのものであり、是非進行中の審査手続きに組み入れてくださるようお願いいたします。

記

別紙「審査請求の理由」の項目1、2に続いて以下を追加してください。

3. 横浜環状南線の設計・用地説明会開催の通知は庄戸地区の一部の住民にのみ配布され、大部分の住民に配布されていないのは不法不当である。

事業者は6月3日に「横浜環状南線の設計・用地説明の開催について（お知らせ）」なる文書を配布して6月29日に説明会を開催する旨通知した（資料1）。

文書がどの範囲に配布されたか定かではないが、道路予定地周辺の住民に配布された模様であり、その数は130戸前後と思われる。

これは庄戸5町会約1,300戸の1割程度に過ぎず、残り9割の住民に対しては当該文書の配布は一切行われていないことが判明した。従って、庄戸住民のほとんどは6月29日に説明会が開催予定ということについては一切知らないのである。事業者がなぜこのような住民無視の措置を講じたのかその意図はわからないが、これは極めて重大かつ異常なことといわなければならない。

事業者は庄戸地区1,300戸余りの住民が全て横浜環状南線道路予定地に関する地権者であることは十分知悉しているのである。しかも今回事業者が予定している設計・用地説明会は全ての地権者に等しく周知した上で行うべきものであることも当然承知のはずである。従って事業者が今回ごく一部の住民のみに文書を配布し、大部分の住民に配布しなかったのはなぜなのか、それは意図的なものとする外考えようがないのである。一体何を意図してこのように住民を区別する不公平なやり方をしたのか、事業者は庄戸地区の全住民（地権者）に納得のいく説明をすべきである。

なぜならこの問題は単なる手続き上の瑕疵に止まらず、公共事業を進めるに当たり法的に当然住民（地権者）が聞く権利を有する重要な説明会に参加する機会を奪うことであり、明かな法律違反だからである。さらに重大なことは、これは国民の知る権利を保障した憲法に違反するものであり、明らかな人権侵害というべきものである。私達はこのようなことが公共事業を担当する本件事業者によってなされたことに怒りを覚えるだけでなく、一種の空恐ろしさすら感ずるのである。

審査庁におかれてはこのことの重大性に鑑み、厳正な審査をされることを強く求めるものである。
以上

連絡先：永田親義（Tel & Fax 045-894-5336）